

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会
《浪速区》

■日 時：平成28年10月22日(土) 10:30～12:30

■場 所：浪速区民センター

(司会)

長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

玉置浪速区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野でございます。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

改めまして、副首都推進局長の手向でございます。おはようございます。

きょうは、午前中から新たな大都市制度ということで総合区と特別区に関します意見募集・説明会を開催させていただくことになりました。ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

後ほど吉村市長から、この会を開催するに至りました背景などについては丁寧に説明がございますので、私から簡単に開催趣旨だけ冒頭に述べさせていただきますと思います。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪というのを実現しようという取り組みを進めております。その副首都大阪を実現していく上で、この大都市の行政組織というのが、どういうものが市民の方々、そして大阪の発展にとって一番ふさわしいのかということをお大阪府と大阪市が一体となって検討していくために、ことしの4月に副首都推進局という府と市の共同組織が設置されました。その組織におきまして、今新たな大都市制度について検討を進めているところでございます。この検討をより深く進めていくために、総合区制度、特別区制度、両方の制度につきまして市民の皆様からご意見をお聞きして、この制度設計に反映していきたいということで、この会を開催することとさせていただきます。

本日の意見募集・説明会はあくまでも大阪府が行政として開催するものでございまして、きょうの時点で制度案の優劣をつけたり、どちらの制度を選定していただくといった趣旨の場ではございません。また、開催目的に照らして制度と関係のないご発言や政治的な主

張といったその趣旨にそぐわないご発言につきましては、この場ではご遠慮いただくようお願いいたします。説明会では、皆様からできるだけご意見のほうをお伺いできますよう、わかりやすく進めていきたいと思っておりますので、どうか本日はよろしくようお願いいたします。

以上です。

(司会)

続きまして、玉置浪速区長よりご挨拶申し上げます。

(玉置浪速区長)

改めまして、皆さん、おはようございます。浪速区長の玉置と申します。

本日の住民の意見交換・説明会の開催につきまして、私のほうからのご挨拶ということでお話しさせていただきたいのは、私、区長になる前は直近はコンサルタントという形で働いておりましたが、20代後半から30代前半にかけて外資系の生命保険会社の営業の仕事をしてまいりました。その会社に入って一番最初に衝撃的といいますか、感じたことは、その会社のパンフレットを開くと左側に商品の特徴が書いてあります。そして、右側に利点というものが書いてあります。どういうことかといいますと、特徴というのは、その保険の商品でしたらその商品が持つてくる本来の特性、特徴ですよね。ですから、例えば入院保険でしたら、そのとき扱ってたものと、7日以上入院したら初日から入院費用が1日何千円出ますよとかというような特徴があります。その右側を見ると短期の入院でも初日から出ますので、皆さん方に短い入院でもたくさんのお金をお渡しすることができますよとかというような利点も書いてあります。要は、特徴というのはそのものが持つてくる本来の特性であって、利点というのはその人に置きかえたときに、その人にどんなメリットがあるのかと、そういう考え方をパンフレットに書いてありまして、私もそれからは皆さん方に、いかにその保険に入ると皆さん方にどんなメリットがあるのか、皆さん方の立場に置きかえたときにどんなふうな影響があるのかというようなことに重きを置いて説明するようにいたしました。

今回このような説明会があると伺ったときにも、まずいろんな制度があったらその制度なりの特徴というのがあると思います。その特徴が皆さん方の実生活にどんなふうなメリットとして受け取られるのか、どんな皆さん方に使い方があるのかというようなところをぜひ皆さん方、聞き手として考えていただいて、きょうの意見交換会をより意義深いものにしていただければなというふうに思っておりますので、きょうは最後までよろしくようお願いいたします。本日は集まっていたいただいてありがとうございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿って事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口

付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、改めまして、おはようございます。

きょうは土曜日の午前中という、どちらかというと皆さんゆっくり寝たりとか、お出かけしたりとか、本当に集まりにくいお時間にこのようにお集まりいただきましてありがとうございます。まず、感謝申し上げます。ありがとうございます。

きょうは、私のほうからは大阪の大都市の制度改革が何で必要なんですかという大きなところのお話を私ささせていただきたいと思います。ある程度細かな部分の制度の説明は事務方にしてもらいますけれども、なぜ大阪に制度改革が必要なんですかというところを説明させていただきたいと思います。

ちょっとわかりにくいところもあると思いますので、できるだけわかりやすくご説明させていただきたいと思ってます。というのは、この制度というのは1個1個の政策じゃないんですよね。例えばですけど、浪速区でいうと今進めてるのが、小学校を再編して日本橋に施設一体型の小中一貫校をつくろうというのでやっていってます。そこで英語教育とか教育を充実させて、小中学校を一貫するようなすばらしい学校をつくっていこうよというのをやっていってます。こういうのは具体的だからわかりやすいんですよね。あるいは子どもの待機児童、これは大きな問題になってますけども、これどうしていきましょるか、高齢者の皆さんの福祉の問題、特別養護老人ホームであったり、地域包括ケアシステムの中身だったり、認知症の早期対策であったり、さまざまそういった政策というのは非常にわかりやすいと思います。

例えばですが、きのう発表させてもらいました、これ浪速区の区の境のお隣の中央区ですけど、南海のなんば駅ですけど、なんばの駅前出たらもう今車だまりになってるじゃないですか。僕はもともと河内長野の出身なので南海なんばの駅はよく使ってたんですけど、おりるともうずっとそこの風景変わらないまま何十年来てますけど、あそこの車だまりをもっと人だまりになるような、そんないろんな人が集まれるような公園的な空間に変えていまいしょうというような取り組みをしまして、ちょうど11月11日から社会実験で、一回車とめていろんなブース出したり、いろんなにぎわい施設をつくったり、そういったことをやろうと思いますので、ぜひまた皆さん行ってもらいたいなと思うんですけど、そういった政策の話というのは非常にわかりやすいんですけど、この制度というのは確かに大阪の仕組みの話なんでね、ちょっとわかりにくいかもしれません。でも、これは非常に大事なことでして、一つ一つの政策を実行するのは役所の仕組みですので、役所の屋台骨のところがある大阪のあり方にしっかりとしたものにするというのが、まさにこの大阪の将来の政策とか、そういったところを着実に実行していくのに大事だというふうに思ってます。

そういった意味で24区全部回らせていただいて、こういった大阪の今、現状の課題、問題点がありますよと、それに対してこういった制度がありますと、今回は行政の説明会で

すので、どちらかの制度を選択してくださいという、そういったものを皆さんに判断迫ったり、あるいは求めるものではないですけども、こういった制度があるんだなど、今これ普通に大阪市と24区でやってますけども、これだけじゃなくて、しっかりしたこういう制度もあるんだということをぜひ皆さん知っていただいたら、僕はそれだけでも非常にこの会というのは意味があるのかなというふうに思ってます。長い目でやっぱり大阪も見なきゃいけないですから、長い目で見たときにこの大阪はどうあるべきなのか、将来の世代もありますので、大阪というのは将来どうあるべきだろうかというのも含めて、非常に僕はこれは大事なことだと思ってます。

私からスライドを使いながら説明をさせていただきます。

まず、ちょっとだけ振り返っていただきたいと思います。去年の5月の住民投票の話です。去年の5月の住民投票も同じ問題意識に基づいてこれはやりました。要は、当時皆さんも住民投票参加いただきましたので、記憶に残っているかと思うんですが、当時もこういう問題意識でした。まず、住民自治を拡充というふうにありますけども、今の大阪市の役所の体制、つまり僕が市長一人で全て24区を見るという役所の体制、その中で住民の皆さんに身近なことも全部これ市長一人で決めてる、この体制というのはどうなんですかと、もっと身近なところで特別区というのを設置して、区長を選挙で選んで、住民の身近なところ、さっき言った学校の話とか高齢者の皆さんの福祉の話とか、そういったところはもっと身近な区長に権限を持ってもらって予算をつくる権限も持ってもらうべきなんじゃないかということで、5つの特別区というのを設置するという案でした。

そして、もう一つ、広域機能を大阪府へ一元化とありますけども、これは今松井知事もいらっしゃってますけど、松井知事がやってる大阪全体の成長戦略の話、これは松井知事の権限でやってます。でも一方で、僕自身、大阪市長も大阪市に関しては大きな都道府県と同じ権限を持っていますので、大阪の全体の成長戦略にかかわることができる。大阪というのは地形を見ると大阪市がど真ん中にどかんとやっぱりありますので、大阪府全体の成長戦略というようなことを考えたときに、市長にも権限があり、知事にも権限がある。そこでいろいろ二重行政というのが生まれてきたわけですけど、そういったものをこの大阪府に大きなところについては一元化して意思決定をスピーディーにできるようにしようと、住民の皆さんに身近なところはもっと身近な区長に権限をもっと出していきましょうということで、この大阪市を5つの特別区に再編する。ちょっと権限の種類は違うんですけど、東京の特別区なんかはあれは選挙で区長選んでますけど、あれに似たような形、ちょっとあれをバージョンアップさせたような形の特別区の案というのをご提案させていただきました。

結果、皆さんご承知のとおりですけども、賛成が69万票と、反対が70万票ということで0.8ポイント差ですけども、反対が上回って否決になったという状況であります。しかしながら、大阪の課題に向けた取り組みというのはこれはやっぱりやっていかなきゃいけないということで、僕も松井知事も特別区についてはバージョンアップする案をつくらせてほしいというのを皆さんに訴えかけていただきまして、大都市の制度改革について議論を継続させてもらってるという状況です。

引き続いてですけども、これ何が問題なんですかということなんですが、1つ背景にあるのはやはり東京一極集中です。これはもう完全に日本全体の課題になってます。ここを

多分否定する人はいないと思うんですね。全てが東京に一極集中する中で、例えば地震があったらどうするんだとか、東京一極集中に頼り過ぎてる中で今の日本というのはだめだよねということの中で、その一方で大阪もどんどん低迷していってると。そこで、やはり東西二極、東京に、当然これは首都ですけれども、西日本にもその一極を担う、まさに副首都と言われるようなそんな大阪を実現していくべきじゃないかと。そのために何が必要かといえばやっぱり必要な都市機能というのを強化していこうと、これは二重行政で今知事と僕とで別々の権限を持ってますけども、二重行政を解消して力強く意思決定していけるような都市機能を強化していくようなものをつくっていくべきじゃないかというふうに思ってます。

それから、もう一つは、やはり人口減少がどんどん進んでいきます。そういった中で財源も限られてくる。そういった中で住民の皆さんに最適な住民サービスをする。そのためには、やはり住民の皆さんから遠いところにいるよりも、近いところにいる人にどんどん権限と予算と財源とか落としていって、皆さんの身近なところで決めていこうというのが考え方です。これは住民自治の拡充と言われてるもの、この2つが大きくやはり問題になると思います。

これは副首都推進本部という部署も設置して、今この議論を続けているという状況です。ちなみにこの二重行政の問題なんですけども、大阪府と大阪市合わせて府市合わせ（不幸せ）というような、ばかにされるような表現もあるんですけど、これは別に我々の中で最近出たような言葉じゃなくて、ずっと昔から言われてることなんです。ですので、歴史の検証としても大阪府と大阪市、この関係をどうするかというのは、これはずっと言われてきた課題であります。

引き続きまして、これ今の客観的な現状です。人口の動向なんですけれども、人口減少社会というのは進んできます。東京都、それから愛知も進んでくる。でも、これ注目していただきたいのが、大阪がこの下げ率が非常に大きいんですね。人口減少が大きく、ここは横ばいですけど、ここは大きく下がっている。愛知はもう逆に上がっていったるわけです。ちょっとここ下がりますけれども、東京もこういうふうに上がっていきながら下がりますけど、大阪の場合はぐいっと来てましたけど、こう下がると。しかも、大阪市の内部で見るとこれが顕著でして、横浜はこういう曲線を描いている。名古屋もこういう横ばい。でも、大阪市はこういうふうに大きく下がっていったる。これが大きなトレンドです。当然人口というのは力の源でもありますから、今大阪市では僕もいろんな施策をして、まちの魅力を高めるという施策をして、どんどんいろんな若い世代にも入ってきてもらうという政策をやっています。大事なことです。でも、大きなトレンドで何もしなければ、こういうふうになるという現状であります。

引き続き、これは経済規模についてです。これはまず域内総生産、ちょっとわかりにくいんですけど、全国のシェアでどのぐらい経済規模を占めてますかというようなことなんですけども、東京で大体20%ぐらいですが、これも横ばい。愛知、神奈川もこういうふうに横ばい。大阪がやっぱりこういう下がる傾向にあるんですね。これも名古屋と横浜、大阪市でいえば、これも単位は長いですよ、40年ぐらいの長い目で見てます。ここ数年とかそういう事情じゃなくて長い目で見たらこういう状況になってるということです。大阪市についてはこういう大きく下げている現象です。

引き続いて、これはいわゆる大企業です。資本金1億円以上の大企業どうなってますか。これも15年ぐらいの単位で見た図なんですけども、東京一極集中が進んでますから東京は非常にこれが大企業が増えていってると。一方で、大阪については259事業所が減ってる。しかも、その中身を見れば、大体大阪市から大企業が東京のほうに流れていってるといって、そういった現状があります。

引き続いて、これは大阪独自の傾向だと思うんですけども、まさに大阪市というのはほかの政令市と違ってやっぱりど真ん中、大阪のど真ん中で発達してきました。大阪の成長もまさに大阪市を中心に発達してきた、これは事実だと思います。それが大阪市からもはみ出て、大阪全体に事業規模が広がってるというのが今の現状です。

この青塗りにしてるところの色が濃いところ、濃ければ濃いほどその事業が集積してる、会社が集まってるという、そういった図なんですけども、大阪市がこの範囲なんですけど、大阪市、かつては小さい範囲でしたけども、これはどんどんやっぱり事業規模が広がってくる。まさに大阪全域に会社、経済圏域というのが広がっている。しかしながら、この狭い範囲に大阪市長の権限、それから大阪府知事の権限ということで、行政の権限というのはここで役割分担されてるんですが、非常に狭い範囲で府と市が広域行政、大阪の全体の成長戦略、道路とかいろんなものですね、高速道路とかまちの大きな成長戦略とか、都市型公園とか、いろんな大きなところについて、それぞればらばらになってやっていると。これをやはりちょっとあり方を考えないと、こう持つてる本来のポテンシャルというのがなかなか発揮できないんじゃないのかなというのが我々の考え方。

大阪府については、都道府県でいうと47番目中46で物すごい小さいんです、大阪府というのは。大阪市も全国に政令市20市ありますけれども、下から4番目なんです。実は大きな経済圏域ということで考えたら、大阪府も大阪市も物すごいちっこいところでひしめき合ってる、そこで大阪市と大阪府がそれぞれ今までばらばらにやってきたというのが現状としてあるということです。

引き続いて、そうはいつでもやっぱりそれはだめだよってということで、橋下市長、それから松井知事との間から始まりましたけれども、府と市をいろんな成長戦略で一緒にやっぱりやっていきましょうよということでさまざま立ってます。これまで大阪府と大阪府が共通で何かやるということはほぼなかったんですけども、大阪の政治に詳しい方であれば、ちょっと思い出していただいたらと思うんですけど、今でこそこうやって知事と市長が並んでますけど、こんなあり得ない風景です。

それまでは大阪府は大阪府、大阪市は大阪市ということで完全に分かれてましたが、それはだめだよってということで、知事と市長が一緒になって大阪府市共通で取り組もうというので、大阪の成長戦略あるいは大阪の将来のランドデザインどうしようとか、観光、今すごい増えてますけども、観光全体どうすれば増えるだろうかというような、府市共通で、いろんな災害対策とか、これ大和川を挟んで要は津波とか地震とかの種類が変わるわけじゃないですから、大きな災害対策とか文化の振興であったり都市魅力を高める、そういった戦略であったり、そういったことを今府市共同で作成して進めていってるといって現状です。そして、橋下市長の後を僕が継いで今松井知事と一緒にこれは進めていってるといって。府市共通で取り組んでいましょう、これはもう話し合いでやっていましょうよというのでやっていって話です。

例えばですけども、これはあくまでも一つの事例です。これは道路ですね。都市の力と考えると道路は非常に重要で、広域道路は非常に重要。こっちは東京ですけども、特に道路の中でもいわゆる環状線ですね、ぐるっと都市を周遊する環状線というのはどの成長する都市にもありますので、それが非常に重要になってる。東京は何重にもいろんな環状線があって27年3月には全線開通してる。東京の場合は都知事がずばっと決めていく。都知事は誰選ぶか当然大事ですけども、誰選ぶかというのも大事だけど、制度として意思決定する仕組みという意味であれば、東京都は非常にすごいスピードで意思決定できる、そういった状況になってます。

それから、大阪は、じゃ片やどうなの、ここにはないんですけど、名古屋についてもこの環状線については事業着手ができていってるというような状況ですが、大阪については大阪市と大阪府の権限が本当に同じぐらいで予算規模も同じぐらいで、本当に全く非常にぶつかりやすいような状況にあると思うんですが、そういった中で環状線に事業着手すらできてないというのが現状なんです。

今ようやくこうやって府と市が同じ方向を向きましたので、動き出しました。例えばですけど、淀川左岸線の延伸部ということですけども、この環状線がまさにここが切れてる状態なんですね。ここが北区の豊崎という新御堂筋のちょうど梅田の近くですけど、そこから地下にぐいっと潜って行って、高速道路です。それが門真に抜けて環状線になったり、こっち側の京都とか名古屋に流れていくという、まさに大動脈の部分ですけども、ここが全然整備されてこなかった。これは何でかという、一部市のエリアであり、一部府のエリアである。府と市と一緒にやらないとこれ全然進まない。ここもほったらかしにされてたような状況。でも、これは非常に大事だということで、府と市でやっていこうということで意思決定して、これは今現に進んでいってます。

これが一つの道路の例えばの例ですけども、府と市がやはり一緒の方向を向いて、あるいは意思決定をがつつとできるような仕組みにならないと、なかなか、先ほど一番最初に申し上げた、ちょっと戻ってもらえますかね、ここですね、この都市機能の強化という意味では難しいというような状況だと思ってます。ですので、この必要な都市機能をどうすれば強化できるんだろうかと、二重行政をどうすれば解消できるんだろうかということが一つの大阪の大きな僕は課題だと思っています。

もう一つがこの住民自治の拡充です。これについてもちょっと幾つかの例を挙げてご説明したいと思ってます。これは虐待相談件数、児童虐待の相談件数なんですけども、こういったものが非常に増えていってるんですね、これも10年単位で見たものですけども、700件ぐらいの相談件数が4,500件、もう急増してるというような状況。ですので、住民の皆さんの身近なところでこういった児童虐待とか、そういうこともケアしていけるような、そんなものを受け入れられるような体制というのは整えていかないといけないと思ってます。

待機児童の問題についていうと、例えばですけど、住民の皆さんで決定していくとしても、この待機児童一つとっても実は大阪市の中で区によって全然違うんですね。待機児童が非常に多いところもあれば少ないところもあるんです。例えば西区なんかでいうと非常に待機児童が多いわけですね。一方で浪速区、浪速区もこれ当然都心部に近いということが多いんですが、本当にお隣の区なのにこれだけ違う。少し離れたら大正とか東成、生野、平野とかになってくれば待機児童がほぼゼロになっているような状況です。

ですので、大阪市内といっても住民の皆さんに身近なサービス、待機児童とかそういうことについては、もっともっと近い範囲でその地域事情に応じた施策を打っていかないとなかなか解消できないんじゃないか。これはあくまで一例ですけども、だから住民サービスというのをこれから考えたときは、皆さんの身近なところは身近な人が決定できる仕組みというのが必要んじゃないかという問題意識です。待機児童を個別にどうするかというのは今僕やってますけれども、大きな問題意識としてはそういうところがあると思っ

ます。引き続き、じゃ、住民の皆さんの身近なところでサービスするとして、大阪市ってどんな規模なんですかということです。これが270万人います。市長が1人でやっていると。これは人口規模でいうと広島とか京都府、280万人、260万人、行政のリーダーというかトップは何人ぐらいいるんですかということだと20人以上いる。まさに大阪市というのは、都道府県と同じぐらいの人口規模も備えているということなんですね。しかも、それが商業的にも集積してるというような、そんな状況です。

これについて国はこういうふうに言ってます。これは国に出された答申でして、これは別に大阪市とか大阪府が言ってることじゃありません。こういった大都市において制度改革、基礎自治体の、基礎自治体というのは市町村ですけども、市町村の住民の皆さんに身近なサービスを提供するときというのはやっぱりここが問題なんじゃないのというのが、国の専門家の人たちが議論されてる、こういうふうに言われてます。市役所の組織が非常にやっぱり大規模化していくと、そしてカバーするサービスが非常に幅広い、個々の住民の皆さんが非常に遠くなる傾向にありますね。これは大都市における大きな市町村の課題ですというのは、これは国が答申してる。僕自身も市長という仕事をさせてもらって思うんですけど、これはまさにそのとおりだなというふうに思います。気がつけば非常に大きな外国との話とか、どうやったら誘致できるかという話をしたり、あるいは一方で教育の給食どうするかという話をしたり、非常に範囲は広いです。そういった例えば給食とかそういった細かな皆さんの身近なところは、もうちょっと近いとこで決めないと、そして一定役割分担してやっていかないといけないんじゃないのかなというふうには思ってます。

引き続き、次ですね。そのために今まで何もしなかったのかということ、この問題意識は橋下市長のときからもありまして、じゃ、やってきたことでいえば、できるだけ区に権限を持ってもらいましょうと、区長に権限を持ってもらいましょう、今、玉置区長来てくれてますけども、区長にできるだけ権限と財源を持ってもらう。それから、区長を局長よりも上位に格付していこうと。局長というのは何かということ、皆さんの住民サービスの政策って実は区役所では決めてません。大阪市の中の島にある役所の本庁で、僕とか、あるいは局長と言われる、子どものことを決める局長とか福祉の局長とかそういった局長、局で決めてる。決めたことをやってるというのが現状でして、その局長よりもやはり区長というのは住民の皆さんに近いところにいるんだから権限を強化しようよということで、市役所上の位置づけとしては区長のほうを局長よりも上にしてるということです。

そして、多様な人材を確保しようというので、先ほど玉置区長も民間のときの経験の話もしてくれましたけども、公募区長、やる気のある内部も外部も手を挙げた人から選んでいこうということをやってます。それから、区民の皆さんに参加してもらおうようなそういった仕組み、こういったことを充実化させてる。こういったことをどんどん展開していっ

てますが、まだまだこれを本格的にやるというのはやっぱり制度自体を変えないと難しいのかなど。今はできることを最大限やっていますけど、制度を変えてもっとここを、この趣旨を広げていきましょうというふうに思っています。

今具体的にじゃどんなことをしてるの、やっぱり区長がかわればいろんなことができるようにしてくれるようになってます。そういった発想に基づいてどんどん広げていってまして、浪速区でいうと仲間づくり・助け合い事業ということで、有償のボランティアの方にも参加してもらって、全てを行政でやる時代は終わったと玉置区長の発想ですけども、当然行政でやるべきことは行政でやるべきことでやるんですけど、行政でやりづらいこと、できにくいこと、でもこれは必要だよなということはある有償の善意のボランティアの方に入ってもらって積極的に展開していくというのは、浪速区で特徴的にやっています。

それ以外にいろいろ、天王寺区であれば子育てクーポン券とか、旭区であれば高齢者の方が多いからバス事業をしようかと、そういったことが一定いろんな区でやってる。一定成果はあらわれてると思います。ただ、これをもっともっと広げていかないといけないんじゃないのかなということでもあります。

教育についても今教育委員会1つでやっていますが、区長にも教育行政に入ってもらおう。これまで教育委員会に役所が入るなんていうのは、役所というか市長も含めて区長が入るなんてあり得なかったんですけども、それをやっぱり変えていこうというので、区長や市長も教育委員会に入って、そして僕は大阪市の全体の総合教育会議というのをやって、子どもにどうやったら生き抜く力をつけれるかというようなことを今やっていますけれども、区においても区のミニチュア版の教育会議と、ミニチュア版というか、その区の実情に応じた教育というのはどういうものなのかということで、そういったものに玉置区長も入ってもらって皆さんの意見が反映できるような、そんな仕組みをやっています。

例えばですけども、これは区は違いますけども、学校といえば教育委員しか使えなかったんですけど、今は放課後に民間の塾が、なかなか塾に行けない子どもたちのためにサポートで入ってきて、学校を使いながら民間の塾の補助サポートみたいなそんなことをやってる区もあります。そんないろんな取り組みが行われてるということです。区長に権限を与えていけば、どんどんやっぱりこういったことも広がっていきますので、これをさらに制度的に強化していこうというのが考えです。それによって住民の皆さんの身近なところのサービスを限られた財源の中で充実させていこうというのが考え方です。

副首都推進本部というのを立ち上げて、これは事務局ですけども立ち上げてまして、知事が本部長、そして私が副本部長ということで、東西二極の中の大きなもう一つの一極を担うようなそんな大阪を目指していきましょうと、府と市の二重行政も解消していく、そんな制度をしっかりと検討していきましょうというのをこの副首都推進本部で実施しています。

じゃ、具体的にどんな制度があるのかということなんですけども、きょう皆さんにご説明するのは2つの制度です。1つはこの総合区という制度、もう一つは特別区という制度です。

総合区という制度はどういうものかということ、これは行政としての大阪市は存続します。その上で区長について住民自治を拡充しなきゃあかんねということで、区長の権限をより一層強化していこう。総合区というのは、これは法律で新たに認められた制度なので、市

長に対して予算について意見を申し述べたりいろんなことができる権限があるんですけども、そういった区長の権限を強化しよう。そのためには、今の24区は余りにも小さ過ぎますから、一定束ねた上でちゃんと人員体制も整えて区長の権限を強化させる、それを幾つかつくっていこうというのが一つの考え方です。もう一つですけども、二重行政の解消、都市機能の強化、これはもう話し合いです。府と市、今僕と松井知事がいろいろ話し合いでこれを前に進めていってます、現に。話し合いを是として、それを進めていくべきだというそういう考え方になるかと思えます。

特別区、これは行政、役所としての大阪市役所自身は廃止です。その上でどうするのかと、再編をしていくわけです。住民の皆さんの身近なところの意見を聞くために特別区という一定の範囲を設定して、そこをまさに住民の皆さんに市長と同じように選挙で区長を選んでもらおうと。住民の皆さんが最終決定権を当然持ってますから、住民の皆さんで選ばれた区長は予算をつくる権限もあるということです。それで区議会もつくる。住民の皆さんに身近なサービスはこの特別区の中で決められる、決定権限を持って予算もある、そういったことをしていこう。そして二重行政の解消、都市機能の強化については役割分担をして、大阪府と大阪市、こればらばらにやってるものについては大阪府に役割分担で統合させて一元化していこうと、これが特別区という制度。

これは5月17日にやりましたが、特別区という制度。同じものをやろうというのは全然そういうことはないですからね、考え方です。まさにこの特別区というのは、大阪市は一旦廃止して再編していく。総合区については大阪市は存続しますけれども、区長にできる限りの範囲での権限を強化する、二重行政については話し合いで解決する、そういったことを目指していこうということです。

引き続いてですけど、もうちょっとだけ詳しく言うと、総合区の場合は大阪市というのは存続しますから、自治体のトップ、これは市長です。今と変わらない。そして、区長はどうやって選ぶのということですけども、これは議会の同意を得て市長が選任する特別職ということになります。今大阪市というのは、僕も選挙で選んでいただきましたけれども、議会も皆さんが選挙で選んでるんですね。議会も住民の代表だし市長も住民の代表、この2つの二代表制と言われているんですが、その中で議会もオーケーという人を市長が選んで、それが非常に権限は強くなるわけですけども、どう強くなるのというと、予算について一定意見を言ったりすることができるということですね。ただ、当然大阪市は残りますから教育委員会は市に1つですし、議会も市議会ということになります。予算を編成する、決めることはできないということですね。総合区というのはできるだけ権限を強化していきましょうということです。

この総合区は一部の区だけでも導入することはできます。法律の制度上はできます。ただ、今回皆さんにご説明するのは、合区して、もともとの趣旨が住民の皆さんで身近なところで決定していける、あるいは事務を執行していける体制をつくらうということなので、やっぱり組織がないとなかなかできないですから、一定合区した上で幾つかの案を皆さんにご説明したいと思ってます。

特別区については、これは自治体のトップは区長です。皆さんが選挙で選びますから区長が自治体のトップ。それから、人選も当然選挙で選ばれていくことになりますから、その区ごとに教育委員会ができ、そして区議会があり、予算の編成についても区長のみがや

るということですね。まさに一つの自治体としてやっていくという話です。住民の皆さんの身近なところは、身近で予算も含めて全て決定する権限も与えていきたいと思いますというのが特別区の考え方です。

ちょっと若干わかりにくいかもしれませんが、要は大阪の課題というのを考えたときに、大阪のこれからの成長を考えたときに、やはり大阪市と大阪府の二重行政であったり、それぞれが同じような大阪の全体の成長について権限を持ってるような狭いエリアでやっていくというのは、これからの大阪のことを考えたらやっぱりこれは違うんじゃないかということです。完全に東京一極集中の中で、どうやれば大阪というのがまさに東西の二極目を担えるのかということを考えなきゃいけない、この課題があると思ってます。もう一つは、住民の皆さんで身近なサービスをするには、やはり市長一人が非常に細かなことに目配りをしていかなきゃいけませんから、もっと身近なところで決めれる、このほかにしないと、少子高齢化の中で限られた財源の中で適切な住民サービスというのは実行しにくいんじゃないのかなと、その課題があると僕自身も市長として思います。

ですので、その課題を解決するためにどうするかというので、先ほど申し上げた2つの制度があるというのをぜひ知っていただけたらなというふうに思います。何もしないというこの状態がいかにリスクがあるのかということのをぜひ皆さんにご理解いただけたら、僕自身はもうそれだけでこの会を開いてる意味あると思ってるんですけども、まさに大阪の将来を考えたときにどうあるべきなのかということのを皆さんにも一緒に考えていただきたいと思ひますし、またきょうの会でもいろんなご意見をいただきたいと思ひます。きょうは本当に皆さんありがとうございます。忌憚のない意見をよろしくお願ひします。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守よりご説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

失礼いたします。制度企画担当部長の水守と申します。本日はよろしくお願ひいたします。私のほうからはお手元のパンフレット「総合区・特別区(新たな大都市制度)に関する意見募集・説明会資料」、これに沿いましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページの目次をごらんください。資料の構成ですけど、3部から成っております。まず、第1部では大阪における新たな大都市制度についてご説明をします。それから、第2部では今回取りまとめました総合区の概案について、第3部では特別区制度の概要などについて、30分ちょっとぐらいかかると思ひますけども、お時間を頂戴して説明をさせていただきます。すみません、ここからは失礼ながら座って説明をさせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもごさいすけれども、まず大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映(住民自治の拡充)と、効率的・効果的な行政体制の整備(二重行政の解消)といった課題があると言われております。もう少し詳しく申し上げますと、1つ目の住民自治の拡充については、政令指定都市である大阪市は、非常に幅広い行政サービスを提供しておりま

すため、市役所の組織が大きくなって、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向がございます。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているというふうになっております。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、真ん中の枠囲みの左側ですけれども、総合区の設置です。政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区と言いますけど、これにかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化して住民自治の拡充を図るというものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは政令指定都市、すなわち大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠囲みですけれども、こうした状況の中で、大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により、住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、さらに下に示しますように平成27年5月の住民投票で、特別区の設置については反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、大阪が抱える課題解決に向けてから、次の5ページにつきましては、先ほどの市長の説明と重複しますので省略をさせていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会といった課題に取り組んでいく必要がございます。

さらに1枚めくっていただきまして、7ページの総合区制度、それから8ページの特別区制度につきましては、この後、それぞれの制度の中で詳細に説明をさせていただきます。

なお、7ページの一番下にひとくちメモというのがあると思いますけれども、ご参考としてところどころに用語の説明をつけさせていただいておりますのでご参照ください。

以上が第1部の説明でございます。

続きまして、第2部「大阪における総合区の概要」についてご説明をいたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線で囲んでおります概要の位置づけをごらんください。これから説明させていただきます総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいというふうに固まった案ではまだございません。住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものでございます。今後、この意見募集・説明会などを通じまして皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上のグレーをかけているところをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛びまして中ほどに(2)法律上の制度比較というのがございます。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が、今回新たに検討しております総合区の制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、それから2段目、区の位置づけに示しま

すように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わりません。行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いにつきましては、3段目の区長について、左側です。今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長など同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務ですけれども、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事ということになっております。これらにつきましては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらに、その下の段、総合区長には区役所の職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権というものが法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としましては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で全ての区を総合区にする前提とさせていただいております。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題についてご説明します。

総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案といった市全体にかかわるような事項につきましては、引き続き市長がマネジメントをします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかということを図で示しておりますが、これにつきましては、後ほど具体例をもってご説明をさせていただきます。

次に、総合区の設置で期待される効果と課題については、その下の囲んでるところをごらんください。まず左側、効果ですけれども、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現というふうに書いておりますけれども、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できるというふうに考えられます。一方、その右の課題ですけれども、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島など局1カ所で実施しております仕事を複数の総合区に分散して行うこととなりますので、職員数の増加が見込まれますとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区のところで必要となりますので、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しましては、一番下に、これもグレーでかけておりますけれども、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性や専門性の確保という課題があり、両方の観点からバランスよく検討していく必要がございます。

次に、13ページをごらんください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方についてご説明をさせていただきます。ページの中ほどに黒い四角がございます。事務レベルの（案）をごらんください。

総合区が担う仕事につきましてはさまざまなレベルが考えられますけれども、今回の概

案ではAからCの3つの案を設定しております。まず、A案（現行事務＋限定事務）と書いておりますけれども、右側の欄です。現在の区役所の事務に加えて、一般市並みの事務とありますけれども、今、大阪市役所の局、例えば福祉局ですとか建設局などで実施しております仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定をして総合区に移すというものです。次に、B案（一般市並み事務）とありますけれども、これは例えば守口市や松原市といった一般の市が提供している仕事を基本に総合区が事務を担うものです。それから、C案（中核市並み事務）とありますけれども、この場合は一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府の中では東大阪市とか高槻市がありますけれども、これらの市が提供している仕事を基本として総合区が事務を行います。わかりやすく言いますと、A案よりもB案、B案よりもC案が総合区の事務が増えるということになります。

ただし、表の下の米印に書いておりますけれども、いずれの案におきましても市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明をさせていただきますけれども、これらの事務については総合区に移すのではなくて、引き続き市長が判断する仕事として局のほうに残ります。これは、先ほど区の位置づけの中で触れましたけれども、総合区というのはあくまでも大阪市という自治体の内部組織であって、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たりまして、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定をいたしまして、それぞれ5区、8区、11区としています。総合区の導入に当たりましては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、先ほど申し上げましたように区役所ごとに必要となる職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員数の確保やコストの面で難しい面が出てきますことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りにつきましては今後検討していきます。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担でございます。繰り返しになりますけれども、総合区では区役所が行う事務が今より増えることになります。

真ん中の局と総合区の仕事の分担というところをごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施をする事務であり、その例としましては、右側に書いておりますけれども、大阪市という1つの自治体として実施する事務、例えば条例や予算、そして市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、成長戦略ですとか広域的な交通基盤の整備、また住民サービスの統一性や一体性が求められる事務、国民健康保険など、こういう事務については局が行います。

その下の段、②局から総合区へ移管につきましては、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿って

AからCの3つの案を作成いたしました。これについては、詳しく後ほど説明をさせていただきます。

一番下の段、③総合区で実施ですけれども、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事については、そのまま総合区で実施をいたします。

この事務分担について簡単にまとめますと、総合区へは、現在局で実施している仕事のうち住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管をします。ただし、大阪市という1つの自治体として、また市全体の観点で行う仕事については引き続き局が実施をいたします。また、総合区へ移管する事務の量によりまして、A、B、Cの3つの案を設定して、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事を増やすことや合区することによって、職員の数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージというふうに書いておりますけれども、基本的には総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えることとなります。

こうした増減につきましては、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果というところがございますけれども、ここに太線で囲った表がございまして、ここをごらんください。まず、A案では5区、8区、11区、これ縦に見ていただいたらいかがいと思いますが、いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数が減るということを示しています。真ん中のB案では、5区の場合では黒三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区の場合では増加をします。それから、C案では、いずれの場合も現行より職員数が増えるという試算結果になっております。

なお、こうした職員数の増減につきましては、一番下に米印で書いておりますけれども、あくまでも一定の仮定のもとで試算をしたものでございますので、確定をした数字ではございません。

職員の体制につきましては、簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれまして、すなわち区役所の仕事が多くなるほどに職員数が増えて、区の数が5区、8区、11区と増えるほど職員数も増えるということになります。

次に、16ページをごらんください。ここでは3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模の検証を行った結果、今回皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表、職員数を四角で囲んでるところがございまして、A案については8区と11区、B案では5区と8区、C案では5区、これを概案としてお示しをしております。

それでは、それぞれの概案について詳しく説明をさせていただきます。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区、現行事務＋限定事務というふうに書いております。区数については8区か11区。その場合は、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能というふうに見込んでおります。

次に、その下の黒い四角、総合区の仕事内容というところをごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す仕事を示しております。なお、それぞれの枠の中で点線で囲んでおりますのは、現在も区役所で行っている仕事です。A案の総合区が設置された場合ですけれども、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、

局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右へいきまして、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページのほうに3つの事例、①から③まで示しておりますけれども、その一部をちょっとご説明をさせていただきます。

申しわけありません。前のスクリーンをごらんください。一番上に、総合区で変わること（A案）、例、道路の日常管理、放置自転車対策というふうに書いてあります。現在、皆さんからのご要望、例えば道路に穴があいた、補修をしてほしいとか、放置自転車の撤去、こういったことにつきましては、現在は区役所とは別組織の建設局の工営所というところが行っております。図の右側をごらんください。総合区になりますとこれがどうなるかといいますと、住民の皆さんからのご要望に対しまして、直接総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより早く、あるいはきめ細かく対応できるということになります。なお、一番下に記載をしておりますけれども、赤い字で書いておりますけれども、総合区になりましても、予算をどうするかとか、条例どうするかということについては引き続き市長が市全体を見据えて判断をいたします。

すみません、資料に戻りまして19ページをお開きください。次は、B案の総合区、一般市並みの事務でございます。区の数につきましては、5区か8区。その場合は、おおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な事務内容としましては、B案で新たに加わる仕事につきましては、白い星印をつけさせていただいております。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援としまして、市立保育所の運営ですとか民間保育所の設置認可というのが新たにB案に加わることとなります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果につきましては、同じく次の20ページのところに3つの具体例を示しておりますけれども、これについても前のスクリーンで1つ例を挙げてご説明をさせていただきます。前のスクリーンをごらんください。これは、こども・子育て支援施策の例でございます。大阪市では、待機児童の解消ということを最重要施策に掲げまして、認可保育所の整備などに取り組んでおります。左側の認可保育所の設置のフロー図のとおり、現在は中ほど②地域調整と色をつけておりますけれども、具体的には認可保育所の場所の決定です。これについては、今、区長の仕事というふうになっておりますけれども、③事業者の募集・決定というのは、これは市長の仕事というふうに分かれております。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事になることとなりますので、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただきまして21ページをお開きください。C案の総合区でございます。中核市並み事務と書いておりますけれども、区の数5区、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容につきまして、C案で新たに加わる仕事については黒い星印をつけています。例えば、左上のこどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営というのが加わります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務が総合区へ移管されることとなります。

C案の総合区で期待される効果、これも22ページに3つ例を挙げておりますけども、1つ前のスクリーンでご説明をさせていただきます。C案、こども相談センターについてです。前のスクリーンをごらんください。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けております。対応が必要な事案につきましては、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでおります。図の右側にいきまして、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで、虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応ということが期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

すみません、何度も恐縮ですが、資料に戻っていただきまして、23ページをお開きください。10、今後の検討事項というふうに書いてございます。これについてご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区をして総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかということについては今後検討していきます。

なお、米印ですけれども、真ん中ほどにあります。合区に際しまして、現在の24の区役所及び保健福祉センターについては、総合区役所の支所として位置づけまして、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎ですとかシステムなどの整備に係る費用、あるいは市長の所管事項であります予算の仕組みに総合区長がどうかかわっていくのかというような権限につきましても、今後具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえまして、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案につきましては、今回お示ししました3つの案の中から1つを選ぶということではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえまして、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページには、ご参考として局で実施する事務の内容例を表であらわしております。

また、次、25ページから28ページには、局と総合区の事務の分担について詳細なものを表にしております。さらにもう1枚めくっていただきまして、29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口や面積に関するデータを参考資料として添付しております。

以上が、第2部「総合区の概案」についての説明でございます。

引き続きまして、第3部「特別区制度」についてご説明をさせていただきます。30ページをごらんください。

初めに「ご留意いただきたいこと」というのが真ん中より下のところがございます。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成をしたものでございます。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区について現時点では具体的な制度案はございません。これから、特別区の制度案づくりにおきまし

て、どのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月に行いました住民説明会のパンフレットの考え方などをこの後お示ししております。今後、皆さんからいただくご意見を踏まえまして、改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要でございます。特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収して予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定されまして、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む地域では、政令指定都市等を廃止して特別区を設置することが可能になりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般的に政令指定都市と言われる制度、そして右側が、例えば東京の新宿区ですとか渋谷区のような特別区と言われる制度です。

表の2段目、3段目のところをごらんください。自治体の首長、トップですけれども、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で1つの市議会が、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれることとなります。

4段目、主な事務としましては、政令指定都市も特別区もともに、一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は、市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するために都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下ですけど、それらを活用して都や各特別区の間での財政の調整を行って、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。真ん中にイメージ図がございます。特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかということを示しております。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民の皆さんに身近なサービスに加えまして、広域機能、例えば産業の振興ですとか広域的なインフラの整備などの仕事も行っています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っているところから、いわゆる二重行政の問題が指摘をされております。特別区が設置されますと、図の右側ですが、大阪市は廃止されまして、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当することになり、産業振興や広域的なインフラ整備といった広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することとなります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案につきまして、どのような事項について検討して決めていく必要があるのか、また特別区を設置するためにどんな手続が必要なのかということをお示ししております。

まず、上から順番に見ていただきまして、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両方の議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会といいますが、これを設置する必要がございます。次に、（２）ですけれども、その協議会におきまして、右下の太線の中ですけれど、特別区の設置の日や特別区の名称や区域など、法律で定められた８つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、（３）協定書につきまして関係自治体の議会で承認が得られましたら、（４）特別区の設置に係る住民投票が行われ、そこで過半数の賛成があれば、（５）総務大臣の決定によって特別区が設置されるという、こういう流れになっております。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たりまして、その参考となりますように平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方についてご説明をさせていただきます。35ページをお開きください。

まず、（１）特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数というふうに書いておりますけれども、地図がございます。下のところをごらんください。表のところですが、旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区という５つの特別区を設置するというようにしておりました。それぞれの区のエリアは、右の欄に特別区の区域というふうに記載をしておりますとおりました。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄にありますように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っておりました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置については、上の地図をごらんください。吹き出しがついておりまして、区の名称とともに本庁舎の所在地が書いてあります。例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所というふうになっておりました。

ページ下の備考欄、ちょっと小さい字ですがごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務については引き続き現在の区役所等で行うこととし、②町名につきましては、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でございました。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区という名前にしたこと、次に区域につきましては、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、また本庁舎の位置につきましては、住民の皆さんからの近接性、それから交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下にまたグレーをかけておりますけれども、この項目に関しまして、当時、住民説明会でいただいた主な質問・意見を記載しております。この後、各項目ごとに同じように当時の主な質問・意見を網かけでお示ししておりますので、適宜ごらんください。

次に、37ページをお開きください。（２）特別区と大阪府の事務の分担につきまして、真ん中の表、事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民

に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育などを、またその下の広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図ですけど、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として、大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、府と区の役割を明確化するというふうにしておりました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合ですけど、これは複数の自治体が連携をして効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧の協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たって公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険などの事業については、5つの特別区が一部事務組合などをつかって連携をして行うというふうにしておりました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですけれども、1つ目の点がついておるところをごらんください。米印のところ、近隣中核市5市モデルというふうに書いておりますけれども、これは大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市でして、これらの市の職員数をモデルとして各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴い必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するというふうにしておりました。

次に、39ページをごらんください。（5）税源の配分・財政の調整です。これにつきましては、1つ目の黒い四角ですけれども、各特別区に必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示しておりました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分けて、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用するというふうにしておりました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によりまして、皆さんが日ごろ利用されている施設や大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債、借金の返済がどうなるかということを示しておりました。①の財産ですが、1つ目の四角、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐというふうにしておりました。また、2つ目の四角、株式、大阪市が積み立ててきた基金、貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐことにしておりました。②債務ですけれども、2つ目の四角、大阪市で既に発行した大阪市債、つまり借金ですけど、これは大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するというふうにしておりました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会につきましては、2つ目の四角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整をし、3つ目の四角ですけど、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るというふうにしておりました。

最後の（8）には、特別区設置の全般について主な質問・意見をお示しておきます。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はございません。皆さんからいただくご意見を踏まえまして、今後検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料といたしまして、旧協定書における特別区のイメージを記載しております。それから、42ページに記載しておりますとおり、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問、それに対する回答につきましては、大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張など開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

ご意見、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご発言につきましては、恐縮ではございますが、端的にご発言くださいますようお願いいたします。また、ご質問は1回につき1つずつとし、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようにご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、左の後列、後ろから2番目の男性の方、最初にご意見かご質問か、どちらかおっしゃってくださいませ、お願いします。

(市民)

意見なんですけども、区長を選ぶというところで、議会の同意がところがあったんですが、二代表制の議会と行政の市長ということなのに何で議会の同意を得なあかんのかなと思うんですね。大阪市270万、大きいんですけども、例えばこの浪速区の区長を選ぶのに、何で平野区とか東淀川区選出の議員にごちゃごちゃ言われなあかんのかなと思うんですね。ですので、その辺をせめて地元選出の議員だけで選ぶような制度にするとか、もしくはアメリカの大統領選挙みたいな形で市長が立候補するときに、自動的にこの人を区長に選びますというリストを事前に発表して、それで意見をもらったり、選んでもうたりとか、または同時に住民投票してマル、ペケつけてもらうような形で、実質的に公選制度に準じた形にしていだけるとすごくわかりやすいし、そこから特別区になるというような道筋も立つんじゃないかなと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

いろんなご提案もいただきまして、市長が立候補するときに、例えば総合区の区長を、この人事でやりたいというのをやりながら市長選挙に出るとするのは非常に斬新でおもしろいなというふうに思いました。これ、ただ、総合区については法律の制度があって、これは条例で決められるわけじゃなくて、法律って条例より上というふうに今のところは位置

づけられてますので、今の法律ですと、議会の同意が必要ということになってます。ですので、いずれにしろ大阪市が残る、そしたら市議会が当然ある。そうすると、その議会の同意がないといけないということになります。ほかの区に決められたくないということなんですけど、実は副市長とかね、あるいは教育委員の委員長とか教育委員の人とか、行政職とはちょっと違う立場で一定の強い権限を持たせるための手段としてというのは、市長も当然選挙で選ばれてますけども、やはり議会もこれ選挙で選ばれた総体だということのそういう法律の今たてつけになってます。そうなってくると、一定の権限を与えるためには議会の同意を得る、逆に言うと、議会も同意し、そして市長も推薦し、市長も提案するということになれば、それぞれ二元代表制の中で選ばれてる政治家集団がこれはもうお墨つきを与えたということに、やっぱりこれなると思いますので、だからこそ一定の今の区長よりも権限を強く与えられる、そういうことになるのかなというふうに思います。

ですので、玉置区長を選ぶときは、これはもう僕が単独で決めましたけれども、ただ、ここに新たな総合区と一定の固まりの中で総合区長を選ぶときは、これは法律の制度でもあるんですけども、裏の背景としては、どうしてもここは議会の同意をもって、逆に言うとその議会の同意で権限を強化できると、そういう制度になっているので、そこはちょっとご理解いただけたらなというふうに思います。ただ、ご提案のその制度の中でどういうふうにしていったらいいのかなというのは非常にいいご意見かなと思いますので、またちょっといろいろ参考にさせてもらいたいと思います。

(市民)

ありがとうございます。例えば議会の中でも、何とか区委員会みたいな形で、その区選出の議員だけ集まって一つの区の協議をするような形があればもうちょっといいのかなと思いますので、その辺も踏まえてご検討いただければと思います。ありがとうございます。

(吉村大阪市長)

ありがとうございます。今、現に総合区の詳細な設計をどうするのかというのは議会でもいろいろ議論もしていて、総合区の中で一定の議会、市民の皆さんの意見が反映できるような、そういったものを構成できないのかというようなことも議論もしてますので、法律上のたてつけはどうしてもそうなんですけども、実態としてそういった総合区の中で意思決定できていくような擬似議会じゃないですけども、そういうのもできないかという意見もやっぱりありますので、そこはちょっとこれから議論を深めていきたいと思ってます。

(市民)

ありがとうございます。

(司会)

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、正面の女性の方。

(市民)

すみません、浪速区役所は残るんですか。

(吉村大阪市長)

浪速区役所は残ります。

(市民)

だったらまだいいんですが、もう前のときは西成区役所って言ってたんで、我々みたいな身体障がい者とか年配の方は困るんですよね。浪速区役所を必ず残してください。

それと、大阪の収入源の大きい地下鉄をどうして民営化するんですか。大阪でいいんじゃないですか。

(司会)

すみません、今回はちょっと制度に関する説明会ですので、地下鉄はちょっと別の件でございまして、またの機会にお願いいたします。

(市民)

わかりました。

(司会)

すみません、それでは、引き続きご質問、ご意見のある方おられませんでしょうか。じゃ、そのお隣の男性の方。青い服の、はい。

(市民)

すみません、質問というか声援なんですけど、今の僕としては松井府政と吉村市政は今のところもう100点満点なんですよ、僕としてはね。いろんな意見の人もおるかもしれんけど、このまま僕としては続けていただきたいと思うんです。頑張ってください。

(司会)

ご意見としていただきます。ありがとうございます。

すみません、それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほう。

じゃ、その真ん中の列の3列目の女性の方。

(市民)

すみません、すごく単純な質問なんですけれども、次に住民投票するとしたら、今のままか、総合区か特別区かの三択になるんでしょうか。

(吉村大阪市長)

今、僕が考えているのは、今のままというのはないだろうなと思ってます。これは何でかというんですけど、住民投票はもちろん5月17日でバツになりました。一方で、僕も松井知事も、大阪の持つてる、冒頭申し上げた課題を解決したいという思いで選挙も戦って、

一方の知事も市長候補もこれはもう一切いじらないよというような形での選挙戦になった、いじらないとか今のままだということで、これはもう住民の皆さんに真正面から問うて、住民投票はバツになりましたけれども、やっぱり僕も知事もこうやって選んでいただいたという住民の皆さんの大きな声もあると思いますので、今のままの制度を何もしないというのは、僕はそれに対する背信行為だと思ってますから、そういうことは考えてないです。ただ、その中で総合区と特別区という制度がありますので、それぞれベストな案をつくって、僕と知事の任期中に、もう一回皆さんに新しい制度についてご判断をいただきたいというのが僕の考えです。知事も同じ考えです。

(市民)

二択。

(吉村大阪市長)

そうです。二択になると思います。二択でいい制度をつくっていくというのが僕らの考えで、その最終判断はやはり住民の皆さんに決定いただきたいなとは思ってます。

(市民)

ありがとうございます。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。

はい、じゃ、こちら、右列の男性。

(市民)

この総合区案というのは推進局の案なんですか、それとも公明党案なんですか、もう一つ自民党案もあるはずなんですが、その辺どうなんでしょうかね。

(吉村大阪市長)

これは確かに公明党さんは、総合区で一定この課題を解決しようという大きなお考えです。当然、我々これ行政ですから行政的な案をつくります。ですので、皆さんに提案するのは行政案です。自民党さんも考えがある、どんな考えかちょっとまだわからないですけども、出す案としてはそれぞれ、当然議会の意見は大事ですよ、だって議会も選挙で選ばれてる、まさに二元代表の一翼を担っているわけですから議会の意見は僕は最大限尊重します。その中で、最終的にやるのは行政の案として提案します。行政の案として特別区とそれから総合区というのをつくっていきたいと思ってます。

(市民)

ありがとうございます。

(司会)

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

はい、真ん中の2列目の男性の方。

(市民)

すみません、今回説明会聞かせていただいて、総合区とかの説明、意味はわかったんですけど、最初に吉村市長のほうに話していただいた人口が減少とか、企業数が減少というところの今回この対策を打ったときの効果というのがちょっとわからなかったかなと思ってんですけど、実際、今、私、区長とも結構話させてもらってますし、意見もさせてもらってます。そのところの中で、まあ例えば4区、5区、5区、8区ですかね、そういうふうな形にする意味というか、効果というのをちょっと教えていただきたいなと思ってます。

(吉村大阪市長)

これは、どういう行政のあり方が意思決定として一番最適なのかということだと、僕は突き詰めたらそうなのかなと思います。例えば効果額でいうと、前の住民投票のときもそうでしたけど、立場によってやっぱり額の考え方というのは、これ見方が変わってきますので、効果額が幾らであるというのは本質とはちょっと違うんじゃないかなと、僕自身です、僕自身が思ってるのはそういうことなんです。大阪のこの今の行政のあり方というのが、1つは大きな成長戦略を決めていく上で意思決定のあり方ってどうなんだろう、今のままでいいのかな、いや、そうじゃないんじゃないかという問題意識。それから、先ほど言ったようにやっぱり人口減少の中で財源も限られてきますから、この制度をとったからといって財源が急に生まれてくるとか、そうじゃないと思うんです。

要は、これはあくまで制度なので、この制度をとったから急に何かこう大きな財源が生まれるとか、僕はそんなもんじゃないと思ってるんですけど、ただ、大阪の意思決定のあり方として、今の知事と市長がこういうふうに横に並んでるのも、これ本当に奇跡みたいな状況ですけど、意思決定のあり方というのはどうなんだろうかということと、それから住民の皆さんの身近なところでやっぱり決めれる権限を広げていかないと、限られた財源ですから僕はそれが大事なんじゃないのかなというふうに思ってます。ですので、効果額はどうかとか、あるいはその効果が具体的に何なんですとか言われたら、僕はそこは逆に言うところとちょっと違うのかなというふうには思ってますね。

(松井大阪府知事)

行政に対して大阪市も大阪府もそうなんですけど、納税者の皆さんからこうすれば最高、100点満点というのはありません。でも、今の状態よりもこのほうがいいでしょうと、これはもう少しでもよりベターな話なんです。要は、これは市民の皆さん、府民の皆さん、それぞれ100点満点こうじゃないかと、一番100点満点なのは税金を払うことなく全てやれる、子育てから高齢者まで税金払わず全てやれるというのはこれは100点満点、でもこれ無理なんです、無理。これは、日本は資源がどんどん出てきてお金がある国じゃないんで、やはり行政のサービスというのは、納税者の皆さんに納めていただいた税で成り立つわけなんで、じゃ、その範囲の中で仕組みとして、今よりは少しましにしていきたいと思います。

よというのが我々が大都市制度を変えていきたい一番根幹の部分なんです。

今のままでは、二重行政も人によって今何とかこの二重行政を解消してるけども、これは人が変わればまたもとへ戻る、こんな脆弱なものはありません。だから、制度として二度と二重にならないような仕組みはいかがですかということを提案して、もっと地元で、皆さんの身近なところで子育てにしても高齢者にしても決めていきましょうと。さっき吉村市長が言ってましたけど、待機児童に対しても待機児童が非常に多いところと少ないところがある。多いところはやっぱり待機児童に力を入れていきましょうよと、待機児童少ないところはやっぱり高齢者の問題に力を入れていきましょうよというのは、その地域の住民の皆さんに近いところで決めていきましょうというのが、今よりはそのほうが皆さんの声によって行政のサービスをつくり上げれるんじゃないですか、今よりは少しましにしていきましょうということが今提案している大都市制度です。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、一番左の列の男性、お願いします。

(市民)

政令指定都市の総合区制度の箇所、11ページですね。基本的なことなんですけども、お聞きしたいんですが、総合区制度のほうの人事で、区役所職員の任免権とうたわれてますが、1つは、採用は市でするんでしょうね、当然総合区単位ではないですわね。総合区間の職員の人事異動は当然行われますよね。それでいいんですかね、そういう理解で、はい。その場合、具体的に任免権を行使するケースってどんなケースなんですか。

(吉村大阪市長)

おっしゃるとおり、大阪市が当然存続しますから、全体の採用計画というのは、これは大阪市で市長のもとでやっていくということになりますけれども、具体的な総合区役所の中で誰をどのように配置して、どういった組織で誰をどのように配置していく、そういったことを具体的に人事異動も含めて決めていく、そういったものを区長自身が決めていくということがまず大きな肝になります。追加ありますか。

(手向副首都推進局長)

すみません、任免権といった場合には、採用だけじゃなしに当然処分権なども含んでいきますので、上司が職員を管理していく上で、みずからの名前において職員に対してそういう指示、処分、そういう権限を持つことは組織統制上、非常に大きな権限であるというふうには思います。

(市民)

当然総合区が実施された場合に、その総合区の総定員というのは市のほうで当然決められるんですよ、上部組織の。この総合区には、例えば新しい職員は何百人、何十人入れようというのはそういうことになりますわね。その場合、総合区から新しい職員の配置人

数の要請は当然市のほうにはあるんですよ。

(吉村大阪市長)

そうです。

(市民)

その市のほうで、じゃ今年度はどここの総合区に新しい職員を何名配置しようと、あるいは異動でこういうふうにしよというこの人的な縦割り、そういう数だけのことをされるんですか。あるいは中身を吟味されて、ここにはこういう人が必要やからこういう人を配置しようというところまで市のほうでは考えられるんですか。

(吉村大阪市長)

最終的に決定するのは市長ということになりますけども、総合区の区長というのは同時に予算について意見するという権限もあるんですね。決定権まではないですけど、当然提案するという権限もありますから、当然市長としてはその総合区長とそういう予算の意見の申し出の権利も受けながら、じゃ、その人数配置はどうするか、どうなるかといったら、大枠については当然総合区長と協議して、これは最終判断するのは市長ですけども、総合区長も今の総合区の中でこういうふうにしていきたい、こういう人事でやっていきたいというのは当然市長に意見も出して、そこは非常に協議というので深めていくということになると思います。今の区長にはそれはできませんですけども、総合区長になれば当然、中の事務をやっていく必要がありますのでね、先ほど言ったように不祥事があればこれは処分する権限もあるわけですから、そういった中で大枠については当然市が、市長が決めるということになります、その人事の人については当然総合区長の意見を聞いて、むしろもうそこに任せてやるということになると思います。

(市民)

承知しました。ありがとうございます。結構です。

(司会)

それでは、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、こちら、右の列の黒い服の男性の方。

(市民)

〇〇〇と申します。今やもう市長も知事も同じ方向を向いてるというのは当たり前のお話であって、そんなことを今言うてるんじゃないんですよ。資料の33ページ見ていただけますかね。特別区の話の中で、言うたら設置法で定められた検討事項のところ、3番の。これの下の(4)番目、特別区の設置に係る住民投票を提示されてるんですけど、10億もかけたあの住民投票をまたやるということを考えてるんですかね。そもそも私は客観的にこの場に来て、どういう話をされるのかを聞いたかったから来たんですけど、そもそも市長と知事がここにがん首並べて、この間の市政と府政はどうなってるんですかね。

すごい疑問です。お二人が来られて、ここにある住民投票をもう一回やりたいて、このことを説明するための説明会ですか、これは。

(司会)

今回の説明会につきましては、あくまでも総合区、特別区のまず制度面について……

(市民)

の説明でしょう。

(司会)

はい、説明をして。

(市民)

だったら、このところに特別区の設置にかかわる住民投票でやりたいというのはおかしいでしょうが。

(司会)

こちらはこの制度の説明をする資料のほうに記載しておりますので、これからそれを進めていくということの資料ではございませんが。

(市民)

私が言いたいのは、市長と知事がこうやってがん首そろえて、この間の時間というのは、各それぞれの区民センターでやってられますよね、これ。この間の市政と府政はどうなってるんですか。ほんで言うたら、要は住民投票でどんだけの金かけてやったんですか。それをね、一旦決着ついたわけでしょう。そしたら、政治家としての言うたら姿勢の問題であり、資質の問題でしょう、こんなもん。

(司会)

ただ、申しわけございませんが、まず、今回のこの意見募集・説明会につきましては、あくまで新しい大都市制度について住民の皆様にご説明をしていただいた上で、今後の制度案づくりの参考としていくために開催しております。いわゆる行政として必要な説明会、意見募集でございますので、決して市長、知事出席しているからといって、その間の時間が無駄になってるとかそういうことではございませんので、それについてはご了承のほうをお願いいたします。

(市民)

じゃ、どういう意図でこれの方向に持っていきたいわけですか、じゃ。

(司会)

すみませんが、ちょっとご意見のほうを承りましたが、制度に対するご意見、ご質問と

は離れてきておりますので、申しわけございませんが、ちょっとこれで失礼させていただきます。

すみません、それでは、ほかのご意見、ご質問ございませんでしょうか。制度に関するご意見、ご質問でしたらどのようなことでも結構です。

すみません、じゃ、前の女性の方。

(市民)

この住民投票が例えば決定して、総合区か特別区かどちらか選ばれたとしたら、そこからどれくらいの期間でその新しい制度はスタートする見込みなんでしょうか。

(吉村大阪市長)

これは前回の特別区の設置のときは2年という期間でしたけれども、そこは今特別区の制度であれば案はありませんので、その中で、じゃ、この制度を実施するときに何年かかるかな。まあこれ数年になると思いますけども、数年単位ではかかると思います。今具体的に何年ですというのはまだちょっと決まってない状況ですけども、大きな方向性の意思決定が決まれば準備に数年というふうに考えていただけたらなと思います。

(市民)

ありがとうございました。

(司会)

ほかにご意見、ご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

じゃ、赤い服の男性の方。

(市民)

今住民投票の話が出ましたけれども、昨年5月の住民投票では大阪市の廃止、分割いかイエスかノーかですね。私は、次回される場合は、まず現行の大阪のどこが悪いのか、それをもっと具体的に市民にわかるようにして、今の大阪でいいのか、次に総合区にするのか、その二者択一だと思いますけど、先ほどの説明聞いてたら、今の大阪市がどうこうじゃなしに総合区か特別区か二者どちらか選べ、それは私はおかしいと思いますけども、それに対してご意見を伺います。

(吉村大阪市長)

今回の説明会、冒頭申し上げたとおり、特別区か総合区かどちらかを選んでくださいという説明ではありませんのでね。そして、大阪の課題というのは、先ほど冒頭に僕申し上げましたけども、あれも大阪に関する大阪のことを話しましたが、今のご意見で、いや、これじゃ説明がまだまだ足りないよということであれば、そこはまたさらに深掘りはしていきたいと思ってます。ご理解いただきたいのは、今どちらかの制度があると、どちらかの制度を選んでくださいというのではなくて、今ちょっと課題を、そしてこういった制度もあるよ、今の現状維持ではだめなんじゃないんですか、そういうご提案だというふうに

思っていたら結構かと思います。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。
じゃ、左端の男性。

(市民)

きょうの説明会を聞かせていただきまして、全くわかりません。我々、去年の住民投票で反対した特別区、これ全く同じような内容になってると思いますし、参考資料として提示されて説明されてましたけども、全く否決されたものをまた持ち出して説明されるのはちょっとおかしいん違うかなど。また、新しいものを出してきていただけるんやったら、またその説明を聞かせていただくということもできますし、総合区、これ総合区も聞いて何が何だかわかりません。今、自民党のほうで出されてる案もありますし、もっともっと我々しっかりとわかるような説明できる、納得してできるようにもっともっと期間をかけていただきたい。

吉村市長の任期中にやりたいというような話も聞かせていただけてますけども、そんなんじゃちょっとだめやと思います。もっと5年、10年かけてじっくりと、やっぱり大阪市民、府民が納得してできるぐらいの期間をかけてやっていただきたい。そうせんと、また住民投票かけて反対やとか何やかんやとかいう話になってきますし、先ほども言ったこの二者択一というのはやっぱりおかしいと思います。今現状でええいう人もたくさんおられると思うし、現状をもっともっとよくするような方法もとっていただきたいということを考えてはる方もおるし、そういう意見をどんどん聞いた上で考えていただきたい。

先ほどから司会者の方が、えらい広範な我々の意見聞きたいと言いながら、この説明のこれに関する意見だけしかだめやというのもちょとおかしいと。やっぱり心を広く持って、もっともついろいろな意見を聞いてあげて、それに対して説明できなかつたらできななくても結構やし、やっぱりそういうふうに、意見をせっかく聞きたいと言うてんねんから、これは関係ないからだめというののちょとおかしいん違うかなと思います。我々はもっともつ長い期間をかけてやっていただきたいということ。

(司会)

すみません、ご意見として承らせていただきます。ありがとうございます。
それでは、ほかにご意見、ご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。
真ん中の帽子的。

(市民)

すみません、24ページ、下から4番目です。字句の説明をしていただきたいんですが、母子父子寡婦福祉資金貸付のその後ろ、これは港営会計というんですか、これはどういったものでしょうか。

(手向副首都推進局長)

大阪市の場合、大阪港も管理しておりますので、その大阪港の管理をするに当たって企業会計として持っている部分をこういう港営（みなとえい）というか港営（こうえい）といいますか、こういう呼び名をしているということです。港の収入と支出に関して管理している部分です。埋立地も含んでますけども。

（市民）

ありがとうございます。

それと、先ほど待機児童の件でありましたけども、浪速区では日東南保育所ですか、そこも廃止されてるんですけども、待機児童を解消すると言いながらそういうふうになぜ閉園というか、閉鎖していったるんでしょうか。

（吉村大阪市長）

民間の認可保育所というのは増やしていってます。今年度でも予算つけるのが2,590人分の新たな枠をつくるというのでやっています。市営の、いわゆる純粋に大阪市が直営での保育所については、これはできる限り、かなり大きなお金もかかりますから、そこを民間に委託していこうと。それによって財源が生まれてきますので、それをさらに待機児童対策に充てて、認可保育所に預けたくても預けられないという保護者の方たくさんいらっしゃいますので、その枠を増やしていこうということなんです。ですので、市立の市営の保育所については民営化をしながら、財源が大きく浮いてきますから、それで認可保育所とか大きなものを整備していこうと、枠を増やしていこうという方針で今進めていっています。だから、そっち側を減らして待機児童と逆のことをやってるといわけではないというふうにちょっとご理解いただけたらなというふうに思います。

（市民）

それについて、現在の市の職員である保母さんというか保育士さんについてはかなり給料もダウンしてますよね。

（吉村大阪市長）

公立の保育士さんは、皆さんご存じかどうかわかりませんが、民間の保育士さんと比べたら圧倒的な、やっぱり公務員ですから高いお給料で同じ仕事を今してもらってます。ですので、今やってるのは公立の保育士さんの給料についても、10年以上の長きにかけて、徐々に徐々に民間とも合ってくるような形でやっていこうというふうにはやってるんですね。どういうことかという、公務員の皆さんの給料というのは本来どうあるべきかという、まず、民間の給料があって、それに準拠して公務員の皆さんの給料、同じ額で決めていこうというのが基本的な大きな考え方です。民間の保育士さんの給料は少ないと思いますよ。だから、それを上げていくという努力は、僕は別の方法としてやらなきゃいけないですけども、公務員の給料ということで考えたら、それはまず皆様の税ですから、民間と同じ仕事をして民間より高いというのはやっぱりおかしいですから、これは税で賄ってますので。

そしたら、まず、これは大きな国の方針でもありますがけども、要は民間の給料というのを算定して、そこに同じ金額にしていましょようよというのが基本的な考え方ですので、

それにしなければ。急には下げてません。やっぱり激変緩和措置しなきゃいけない。これは議会でも議論がありまして、それは公明党の皆さんからもそんな急に変えるのはおかしいじゃないかという意見もいただいて、そのカーブをなだらかにするような形をしながら、それもしっかり議論しながら進めていってます。前提として、民間の保育士さんよりも物すごく高い、物すごく厚遇になってるところをまずご理解いただきたいと思います。民間保育士さんが僕は待遇悪いと思ってますので、そこを上げていく努力はしなきゃいけないですけど、それとはちょっと別のところで公務員の給与というのは考えなきゃいけないのかなというふうに思っています。

(司会)

すみません。いろいろなご意見もいただくようにとのご意見ももらったところなんですけれど、時間も限られておりますので、制度に関連したご意見、ご質問でお願いしたいと思います。

はい、じゃ、後ろ真ん中の列の白い服の男性。

(市民)

すいません、ありがとうございます。ちょっとスケジュール感についてお聞きしたいんですけども、これから恐らく特別区設置協定書を作成するための協議会を設置されると思うんですけども、その協議会を設置される期間ですね。それと、あとその期間、協定書をつくるための協議をしてる中での総合区の案の取り扱いについてどのように進められるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

(吉村大阪市長)

まず、協議会については特別区の具体的な制度設計をするのは協議会を立ち上げなきゃいけないというルールになってます。ですので、具体的な話を開始するというのは、まさに協議会が立ち上がらなきゃいけないわけですから、それについては今知事とも話はしてますけれども、来年の2月の議会にご提案というのはしたいというふうに考えてます。もちろんそれができたとしても、そこから議論の積み重ねがされていくということになります。

総合区については、やはりこれまで議論がなかった中で今進めていってますので、ある一定の住民の皆さんの意見も聞いた上でですけども、市議会の皆さんとも議論して、ある一定の素案のようなものは策定して、皆さんに一定のイメージをやっぱりつかんでいただかないといけないのかなというふうに思っていますので、そのイメージがつかめるようなものも来年の早い段階で、これは住民の皆さんの意見を当然聞いた上で、この会、終了した上でですけども、一定行政としての素案というか、それは確定していきたいというふうに思っています。

当然、細部を詰めていく上では並行して議論というのもあると思いますし、並行してやることよってのメリットもあると思いますので。ただ、一定総合区については、行政としての素案のようなものは策定していく必要が来年の早い段階でもあるだろうなというふうに思っています。そこから、それで最終案には当然ならないですから、さらによりよいも

のにするために詳細な肉づけの議論というのは総合区についても深めていきたいと思っています。

(市民)

その場合、総合区のある程度どっかの段階で、先ほど市長おっしゃられた住民投票の際には今の形じゃなくて何らかの別の形でということですので、総合区という形を一旦決めた上で住民投票に踏み込むという形の考え方になるのでしょうか。

(吉村大阪市長)

これ決め方についてはおっしゃるとおり総合区というのを先に導入して、導入するのは結局、議会の同意がないとできないですから、かなりきちっと固まったものがないとできないかと思っています。先に総合区を導入して、そして一番最初に前列の女性の方も質問ありましたけども、随分年数もかかりますから、その間に特別区の家も成立させて住民投票をするというのも考え方の1つとしてあるかなと思っています。それ以外のやり方もあると思いますので、どういったやり方をするかについては、ちょっと技術的なところは検討しなきゃいけないかと思っていますが、僕の中ではやっぱり現状維持というのはないかと思っていますので、そして特別区と総合区というのはそれぞれベストなものをつくって住民の皆さんにご判断いただくというところについては、もう僕はそれいくべきだというふうに考えてますから、ちょっと技術的なやり方はまた知事ともいろいろ相談して決めていくことにもなりますし、議会の皆さんとも話していくということになるのかなというふうに考えてます。

(市民)

ありがとうございます。

(司会)

すみません、申しわけございませんが、時間のほうがまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいかと思っていますので、ご意見、ご質問のある方、最後、あとお一人なんですが、おられますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようでございますので、以上とさせていただきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりまして、お願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は、ほかの会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、ほかの会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして、意見募集・説明会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。